

香川県薬事審議会条例 昭和 36 年 10 月 11 日 条例第 39 号

改正 昭和 38 年 10 月 10 日条例第 38 号

昭和 50 年 7 月 23 日条例第 23 号

平成 17 年 3 月 29 日条例第 19 号

平成 26 年 10 月 21 日条例 45 号

香川県薬事審議会条例をここに公布する。

香川県薬事審議会条例

(設置)

**第1条** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、香川県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

**第2条** 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。

- (1) 医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項
- (2) 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- (3) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (4) 医薬品等の円滑な流通に関する事項
- (5) 農薬等毒物又は劇物による危害の防止に関する事項
- (6) その他薬事の振興に関する事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 薬事関係の団体の役職員
- (2) 県議会の議員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 消費者の意見を代表する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第5条** 審議会に、専門の事項を審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、その任務が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第8条** 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(雑則)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 10 月 10 日条例第 38 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 23 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年3月 29 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 21 日条例第 45 号抄)

1 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。